

第 1 0 5 号議案

足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区まちづくり工房館条例の一部を改正する条例

足立区まちづくり工房館条例（平成 6 年足立区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「密集住宅市街地整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

第 5 条第 1 号中「施設」を「作業室及び駐車場」に改め、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 会議室の利用に関すること。

第 6 条第 1 項中「施設」を「作業室及び駐車場」に、同条第 3 項中「使用料」を「作業室の使用料」に改める。

第 7 条中「密集住宅市街地整備促進事業」を「住宅市街地総合整備事業」に、「まちづくり工房館」を「作業室」に改める。

第 8 条第 3 項を削る。

第 9 条中「使用料」を「作業室若しくは駐車場の使用料」に改める。

第 1 0 条の見出しを「（作業室等の転貸等の禁止）」に改め、同条中「使用許可」を「作業室及び駐車場の使用許可」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削る。

第 1 1 条中「使用者」を「作業室及び駐車場の使用者」に改める。

第 1 2 条中「工房館」を「作業室及び駐車場」に、「施設」を「作業室及び駐車場」に、「使用者」を「作業室及び駐車場の使用者」に改める。

第 1 3 条の見出しを「（明渡し請求等）」に改め、同条第 1 項各号列

記以外の部分中「使用者」を「作業室及び駐車場の使用者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第2号中「使用者」を「作業室の使用者」に、「第7条第2号の要件」を「第7条の資格要件」に改め、同項第3号中「使用料」を「作業室及び駐車場の使用料」に改め、同項第6号中「工房館」を「作業室及び駐車場」に改める。

第14条中「工房館及びその環境」を「作業室及び駐車場並びにそれらの環境」に改める。

第15条を次のように改める。

(利用の承認)

第15条 会議室を利用しようとする者は、第24条第1項の規定により工房館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第17条を第29条とし、第16条中「使用者」を「作業室及び駐車場の使用者」に、「使用料」を「作業室及び駐車場の使用料」に改め、同条を第28条とし、第15条の次に次の12条を加える。

(利用の不承認)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めたととき。

(利用料金の納入)

第17条 第15条第1項の規定により会議室の利用の承認を受けた者は、指定管理者に会議室の利用に係る料金を前納しなければならない。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 会議室の利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 会議室の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第18条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、会議室の利用料金を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第19条 既に納入された会議室の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(会議室の転貸等の禁止)

第20条 会議室の利用者は、施設を転貸し、又はその利用権を譲渡してはならない。

(利用承認の取消し等)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

(1) 第16条第1号又は第2号に該当するとき。

(2) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(利用者等の原状回復義務)

第22条 会議室の利用者は、施設の利用を終了したときは、利用した設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の承

認を取り消され、又は利用を停止し、若しくは利用を制限されたときもまた同様とする。

- 2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用者等の損害賠償義務)

第23条 会議室の利用者は、施設の利用に際し、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者は、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第24条 工房館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第25条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により工房館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 2 6 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する事業

(2) 施設の維持管理に関する業務。ただし、作業室内にかかわるものを除く。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が工房館の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 2 7 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び工房館の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、工房館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、工房館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第 1 7 条関係)

区分	昼間	夜間	全日
施設名	午前 9 時 ~ 午後 5 時 3 0 分	午後 5 時 3 0 分 ~ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ~ 午後 9 時 3 0 分
会議室	1 時間までごとに 5 0 0 円	1 時間までごとに 1 , 0 0 0 円	7 , 0 0 0 円

備考 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

付 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条を第 29 条とし、第 16 条中「使用者」を「作業室及び駐車場の使用者」に、「使用料」を「作業室及び駐車場の使用料」に改め、同条を第 28 条とし、第 15 条の次に 12 条を加える改正規定のうち、第 24 条及び第 25 条の規定に係る部分については公布の日から、第 17 条の規定に係る部分については平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

まちづくり工房館の会議室の利用を有料化し、その管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。